

社会保障論評25-002号 (作成日: 2025年1月10日)

「個人型確定拠出年金 (イデコ) の横暴」

- 今年 (2025年) の2月と3月の初めに、東京経営者協会で、「企業年金の現状と課題」と題する講演を予定している。そのための資料の一部 (次葉) を作成しながら、やりきれない思いで心が一杯である。今回は、その筆者の憤懣につき、考え方を述べてみたいと思う。
- 次葉上段は「確定拠出年金の拠出 (可能) 限度額 (月あたり額) の推移」である。これをつくづく眺めると、いかにイデコにかかる政策が、「公的年金を軽視」「公務員の利権拡大」「高所得者の優遇」という視点に沿っているのか歴然となり、ため息が尽きない。
- 確定拠出年金の拠出限度額がどのような考え方で設定されたかは、「DCの拠出限度額について」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000697573.pdf>) の7・8ページに記されている。厚生年金基金加入者・企業年金加入者の掛金や給付を勘案したのである。
- 2001年10月時点の拠出限度額 (以下、月額) は、自営業者6.8万円に対して、企業型DC (DBなし) は3.6万円、その差3.2万円が厚生年金給付相当であった。その後の企業型DCの限度額引き上げで、2014年10月以降、厚生年金給付相当は1.3万円に下落している。
- 2004年金改定で、マクロ経済スライドにより公的年金は減額調整されることにはなったが、この公私のバランスの変化は異様である。2024年10月からは、企業型DC (DBなし) は5.5万円となり、1.3万円の4.2倍になっている。「公的年金を軽視」が露骨と言える。
- 次に、2015年10月から公務員の共済年金が厚生年金に「一元化」されたところから、「公務員の利権確保・拡大」が始まる。まず、2017年1月から、誰でもDCに加入可能として、掛金の税制優遇のない専業主婦を巻き添えに、公務員は、イデコで1.2万円枠を獲得する。
- 続いて、2022年10月からは1.2万円はそのままだが、第2号被保険者は65歳まで国民年金の被保険者 (基礎年金保険料拠出は60歳まで、第3号被保険者への配慮措置) であるとして、国民年金保険料の65歳まで拡大を置き去りにしたままで、65歳まで拠出可能とした。
- そして、2024年12月からは、DB加入の場合のDC拠出限度を一律半分としていたのを、個別のDB制度掛金を算定することとしたことで、2万円に拡大したのである。専業主婦より低かった限度額を超えて、DB・DCなしの会社員の2.3万円に迫るほどの税制優遇である。
- さらに実施時期を「？」にしたのが、「2025 (令和7) 年度税制改正関連」の変更案である。長らく据え置いてきた自営業者は7.5万円に、企業型DCも6.2万円に引き上げた上で、DB・DCなしの場合を、2.3万円→6.2万円に大幅に引き上げることにしているのである。
- DB・DCなしの限度額が低かったのは、企業型DCの掛金は基本的に退職金からの移行で、個々の従業員が枠一杯の拠出を行うことができないのに対し、イデコの方は自由に掛金額を定めることができるから、その状況を考慮したものと思われるが、その考慮を排した。
- その結果、公務員の2万円限度の枠も外れる。「年金払い退職給付」のDB掛金相当額がいくらかになるのか注目されるが、さらに70歳まで拠出可能にもしようとしている。当然ながら、こうした拠出枠の引き上げは「高所得者の優遇」に他ならないものである。(以上)

<確定拠出年金の拠出(可能)限度額(月あたり額)の推移>

制度区分	企業型DC		個人型DC					
	第2号		第1号	第2号			第3号	
被保険者区分	(会社員、×公務員)		(自営業者等)	(会社員)			(公務員)	(専業主婦)
適用年月	DBなし	DBあり		DB・DCなし	DCのみ	DBあり	(DBあり)	
2001年10月～	3.6	1.8	6.8 <3.2>	1.5	—	—	—	—
2004年10月～	4.6	2.3	6.8 <2.2>	1.8	—	—	—	—
2010年1月～	5.1	2.55	6.8 <1.7>	2.3	—	—	—	—
2014年10月～	5.5	2.75	6.8 <1.3>	2.3	—	—	—	—
2017年1月～	5.5 (3.5)	2.75 (1.55)	6.8 <1.3>	2.3	(2.0)	(1.2)	1.2	2.3
2022年10月～	5.5	2.75	6.8 <1.3>	2.3	Min(5.5-DC,2.0)	Min(2.75-DC,1.2)	1.2	2.3
2024年12月～	5.5	5.5-DB	6.8 <1.3>	2.3	Min(5.5-DB-DC,2.0)		2.0	2.3
?	6.2	6.2-DB	7.5 <1.3>	6.2	6.2-DB-DC		6.2-?DB	2.3

(注) 1. 「2017年1月～」欄の () 書きは、企業型DC規約に個人型DC加入可の規定がある場合

2. 表中の「DC」は企業型DCの(個人別)事業主掛金、「DB」はDB制度対応掛金、計算額がマイナスなら拠出可能額なし。

3. 個人型DC第1号(自営業者等)欄の< >書きは、厚生年金給付対応掛金(個人型DC第1号掛金-企業型DC第2号DBなし掛金)

<拠出(可能)限度額の元本累計・元利合計>

(単位：万円)

	月額	利率								
	3.6	2%	5.5	2%	6.2	2%	7.5	2%	2.3	2%
年数	元本累計	元利合計								
1	43.2	43.6	66.0	66.7	74.4	75.1	90.0	90.9	27.6	27.9
2	86.4	88.1	132.0	134.6	148.8	151.8	180.0	183.6	55.2	56.3
3	129.6	133.5	198.0	204.0	223.2	230.0	270.0	278.2	82.8	85.3
4	172.8	179.8	264.0	274.7	297.6	309.7	360.0	374.6	110.4	114.9
5	216.0	227.1	330.0	346.9	372.0	391.0	450.0	473.0	138.0	145.1
10	432.0	477.7	660.0	729.9	744.0	822.8	900.0	995.3	276.0	305.2
15	648.0	754.5	990.0	1152.7	1116.0	1299.4	1350.0	1571.9	414.0	482.0
20	864.0	1060.1	1320.0	1619.6	1488.0	1825.7	1800.0	2208.5	552.0	677.3
25	1080.0	1397.5	1650.0	2135.0	1860.0	2406.8	2250.0	2911.4	690.0	892.8
30	1296.0	1770.0	1980.0	2704.1	2232.0	3048.3	2700.0	3687.5	828.0	1130.8
35	1512.0	2181.3	2310.0	3332.5	2604.0	3756.6	3150.0	4544.3	966.0	1393.6
40	1728.0	2635.3	2640.0	4026.2	2976.0	4538.6	3600.0	5490.3	1104.0	1683.7
45	1944.0	3136.7	2970.0	4792.1	3348.0	5402.0	4050.0	6534.7	1242.0	2004.0
50	2160.0	3690.2	3300.0	5637.8	3720.0	6355.3	4500.0	7687.9	1380.0	2357.6